

福岡県建築確認申請の手引き

2024年版

福岡県建築都市部建築指導課

福岡県建築確認申請の手引き 2024年版

編集のこぼ

平成10年に建築基準法（平成10年法律第100号）が改正され、民間機関による建築確認・検査制度が創設されるとともに、建築基準への性能規定の導入をはじめとする単体規定の見直し等の措置がなされました。

また、耐震偽装事件再発防止を目的とした建築基準法（平成18年法律第92号）の改正により、構造計算適合性判定の導入など、建築確認審査・検査の厳格化がなされるとともに、建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、建築確認手続き等の運用改善を目的とした建築基準法施行規則及び告示の改正（平成22年6月施行）が行われました。

建築基準法関係規定が複雑化するとともに、審査・検査を行う関係者も広がるなか、建築基準法が求めている技術基準を的確に理解し判断する、統一された取り扱いや運用が求められています。

福岡県建築主事幹事会議では、福岡県建築行政連絡協議会によるワーキングをもとに、それまでに県で取り扱ってきた「例規・内規」をその後の法律改正の内容を取り込んで整理し、建築基準関係規定の適用に当たって具体的に留意すべき事項を総括的に取りまとめ、平成15年4月に『福岡県建築確認申請の手引き』を公表しました。その後の法令改正や運用の実態などを踏まえ、適宜改訂版を整備してきており、このたび第12版として『福岡県建築確認申請の手引き2024年版』を取りまとめました。

本手引き書が、建築基準関係規定の具体的な運用に関する関係者の理解を深め、円滑な手続きを進めるために有効に活用され、良質な建築物が確保される一助となれば幸いです。

終わりに、本手引き書の作成にあたり、多くの関係各位のご協力を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

令和6年4月
福岡県建築主事幹事会議
福岡県建築行政連絡協議会

本手引き書の使用に際して

1. 本手引き書は、建築主、設計者又は工事施工者にとって、建築基準関係規定の具体的な運用に関する理解を深め、円滑な手続きを進めるための参考として、また、審査を担当する者にとって、客観的な審査を行うための参考としてまとめたものである。

なお、特殊な事情により本手引き書によりがたいと認める場合で、建築基準関係規定の範囲内で、構造上、防火上、安全上及び衛生上支障がない場合は、本手引き書によらないことができる。
2. 本手引き書は、今後定期的に追加や見直しを行い、建築基準関係規定の改正、新たな研究等に基づく技術的進歩及び新材料・新工法等の開発等に対応した改訂を必要に応じて行うものである。
3. 本手引き書の適用対象区域は、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市を除く福岡県内に限るものである。

略語の明示例について

法令等	表現	明示例
・建築基準法	法	法第〇〇条第〇項第〇号
・建築基準法施行令	令	令第〇〇条第〇項第〇号
・建築基準法施行規則	規則	規則第〇〇条第〇項第〇号
・旧建設省告示	建告	昭〇〇建告第〇〇〇〇号
・国土交通省告示	国告	平〇〇国告第〇〇〇〇号
・旧建設省通達	通達	昭〇〇通達第〇〇〇号
・旧建設省例規	例規	昭〇〇例規第〇〇〇号
・福岡県建築基準法施行条例	県条例	条例第〇〇条第〇項第〇号
・福岡県建築基準法施行細則	県細則	細則第〇〇条第〇項第〇号

会議等	表現	明示例
・日本建築行政会議(H13～)	行政会議	平〇〇行政会議
・日本建築主事会議(H2～)	主事会議	平〇〇主事会議
・全国建築行政連絡会議	連絡会議	昭〇〇連絡会議
・建築行政連絡会議九州ブロック担当会議	九ブロ会議	平〇〇九ブロ会議
・福岡県内五特定行政庁会議全体会議	五特全体会	平〇〇第〇回五特全体会議
・福岡県内五特定行政庁会議構造分科会	五特構造会	平〇〇第〇回五特構造分科会
・福岡県内五特定行政庁会議設備分科会	五特設備会	平〇〇第〇回五特設備分科会

書籍等	表現	明示例
・詳解建築基準法 改訂版(平成3年発行)	詳解基準法	『詳解基準法』P.〇
・建築基準法質疑応答集 1～6	質疑応答集	『質疑応答集』P.〇
・問答式建築法規の実務 1～2	法規実務	『法規実務』P.〇
・誰にもわかる建築法規の手引き 1～2	法規手引	『法規手引』P.〇
・建築物の防火避難規定の解説 2016(第1版)	防避解説	『防避解説』P.〇
・建築物の構造規定 ー建築基準法施行令 第3章の解説と運用ー 1997年版	構造運用	『構造運用』P.〇
・建築物の構造関係技術基準解説書 2015年版	構造解説書	『構造解説書』P.〇
・東京都建築構造設計指針 2001年版	都構造指針	『都構造指針』P.〇
・建築構造審査要領〈付〉中間検査実施マニュアル	審査要領	『審査要領』P.〇
・建築設備設計・施工上の運用指針 2013年版	設備指針	『設備指針』P.〇
・新・排煙設備技術指針 1987年版	排煙指針	『排煙指針』P.〇
・昇降機技術基準の解説 2016年版	昇降機解説	『昇降機解説』P.〇
・昇降機・遊戯施設設計・施工上の指導指針	昇降機指針	『昇降機指針』P.〇
・浄化槽の構造基準・同解説 2006年版	浄化槽基準	『浄化槽基準』P.〇
・浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版	浄化槽指針	『浄化槽指針』P.〇
・日本建築学会〇〇規準	学会〇〇規準	『学会〇〇規準』P.〇

目次

第1 総則

(1) 手続き

■ 建築物の屋上に突出する広告板の取り扱いについて	14総則005	1
■ 法第18条の適用について	27総則001	2
■ 工作物の準用の取り扱いについて	令4総則001	3
■ 用途変更の取り扱いについて	令2総則001	5
■ 新築工事中の共同住宅の申請敷地である土地内に仮設のモデルルームを別棟で新築する場合の取り扱いについて	16総則009	7
■ 建築基準法関係申請手数料について	21総則003	8

(2) 定義

■ 建築物の移転について	27総則002	11
■ 公有水路で隔てられた敷地の取り扱いについて	15総則003	14
■ 公園等の取り扱いについて	16総則006	15
■ 集会場の取り扱いについて	令5総則001	21
■ 居室の取り扱いについて	14総則006	23
■ 卸売市場の取り扱いについて	14総則007	24
■ マーケットの取り扱いについて	25総則003	25
■ モデルハウス及びモデルルームの取り扱いについて	27総則003	26
■ 工事中の共同住宅の棟内モデルルームの仮使用について	27総則004	27
■ 認知症高齢者グループホームの取り扱いについて	令2総則003	29
■ 建築物に該当しない堆肥化施設について	16総則005	31
■ 県条例第24条第1号に規定する「自家用自動車」について	16総則008	32
■ 建築基準法における「児童福祉施設等」について	令2総則006	33
■ 幼保連携型認定こども園の取り扱いについて	令2総則004	34
■ 下宿の取り扱いについて	18総則001	35
■ 一戸建ての住宅の要件	25総則002	36
■ 開放の渡り廊下で接続された場合の棟の取り扱いについて	20総則002	37
■ 車両を利用した工作物	令5総則002	38

(3) 面積、高さ、階数

■ 面積算定の取り扱いについて	14総則015	39
■ 出窓の形状と床面積への算入について	14総則003	40
■ 屋外階段が取り付く部分の床面積算定について	15総則012	41
■ 屋内階段の床面積の算定について	15総則018	49
■ 開放廊下等の開放性の考え方について	15総則016	51
■ 屋上階段室の階数の取り扱いについて	15総則009	52
■ 斜面に建つ建築物の高さに係る地盤面の算定方法について	15総則010	53
■ 外壁後退にかかる地下車庫の取り扱いについて	14総則008	54
■ 床面積算定上の区画の中心線の設定方法について	22総則001	55

(4) 一般構造

■ 屋外廊下に面した開口部の採光について	15総則013	56
■ 採光規定における採光関係比率及び採光補正係数の考え方について	15総則014	57
■ 屋外階段の踊場の幅について	16総則014	58
■ 工場、倉庫の底部分の防火区画等の取り扱いについて	20総則001	59

(5) その他

■ 位置指定道路の管理について	14総則012	60
■ 2項道路内における既存擁壁の取扱いについて	20総則003	61
■ 『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）』の取り扱いについて	令5総則003	62

第2 集団規定

(1) 道路、接道、敷地

■ 法第42条第1項第2号の規定に基づく道路について	26集団001	68
■ 法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定について	令2集団007	69
■ 敷地と道路に高低差がある場合の法第43条第1項における接道について	18集団004	72
■ 行き止まりになっている法第42条第2項道路の終端に接する敷地の接道長さについて	15集団012	73
■ 法第42条第2項の「がけ地」の取り扱いについて	25集団001	74
■ 法第42条第2項の「川」の取り扱いについて	25集団002	75
■ 自動車専用道路内に建築される料金所及び機械室の法第43条及び第44条の取り扱いについて	16集団011	76
■ 最低敷地面積の既存不適格敷地の取り扱いについて	15集団004	77
■ 県条例第20条、第21条の取り扱いについて	25集団003	78
■ 県条例第23条・第24条 倉庫等の自動車の出入口と道路の関係について	20集団002	80

(2) 用途地域、卸売市場等の位置

■ 歯科技工所は工場に該当するか。	14集団028 …… 86
■ 仕出し屋は工場に該当するか。	15集団002 …… 87
■ スーパーマーケット内の精肉、青果等のカット及びホームセンター内の木材のカット、合い鍵の作製は工場に該当するか。	14集団023 …… 88
■ 会員制の中古車オークション会場の用途は、物品販売業を営む店舗に該当するか。	14集団001 …… 89
■ 引火性溶剤を用いる「ドライクリーニング及びドライダイニング工場」とはどのようなものか。	15集団003 …… 90
■ 自転車販売店に附属する原動機付自転車修理場は自動車修理工場に該当するか。また、建設機械修理工場は自動車修理工場に該当するか。	14集団029 …… 91
■ ガソリンスタンドに併設される自動車整備民間車検工場は自動車修理工場に該当するか。	14集団030 …… 92
■ 倉庫業を営む倉庫とは、どのようなものか。また、コンテナを利用した貸倉庫は、倉庫業を営む倉庫に該当するか。	14集団031 …… 93
■ 屋上利用の自動車駐車場の取り扱いについて	令2集団001 …… 94
■ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受ける施設の用途規制について	令2集団002 …… 95
■ 同一敷地内に危険物を貯蔵する建築物が複数ある場合の用途規制について	18集団003 …… 97
■ 第1種低層住居専用地域内において、仏壇製作所兼用住宅はアトリエ又は工房に該当するか。また、建築可能な美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房とはどのようなものか。	14集団004 …… 98
■ 第1種低層住居専用地域内において、地方公共団体（市町村）が管理する考古、歴史資料館は、建築可能か。	14集団005 …… 99
■ 第1種低層住居専用地域内において、鉄道駅は建築可能か。また、店舗が併設された場合はどうか。	14集団006 …… 100
■ 第1種低層住居専用地域内において、犬猫病院は建築可能か。また、犬猫美容院兼用住宅、ペットショップ兼用住宅は建築可能か。	14集団007 …… 101
■ 第1種低層住居専用地域内において、ペット（犬、猫）の納骨堂は法別表2(イ)項第5号の「その他これらに類するもの」と取り扱い建築可能か。	14集団008 …… 102
■ 第1種低層住居専用地域内において、建築可能な教会、修道院とはどのようなものか。また、これらに附属する納骨堂は、建築可能か。	14集団009 …… 103
■ 第1種低層住居専用地域内において、貸店舗付き住宅の建築は可能か。	14集団011 …… 104
■ 第1種低層住居専用地域内において、農業用倉庫は住宅に附属するものとして建築可能か。また、住宅と別敷地の場合はどうか。	14集団012 …… 105
■ 第1種低層住居専用地域内において、小学校低学年を対象とした学童保育所は建築可能か。	14集団013 …… 106
■ 第1種低層住居専用地域内において、整骨院は建築可能か。	14集団014 …… 107
■ 第1種低層住居専用地域内において、長屋形式店舗兼用住宅の建築は可能か。	14集団015 …… 108
■ 第1種低層住居専用地域内において花屋（附属とみなされる小規模な園芸部分を含む）兼用住宅は建築可能か。	14集団016 …… 109
■ 第1種低層住居専用地域内で建築可能な兼用住宅のうち、令第130条の3第1項第2号の「食堂」とはどのようなものか。	令2集団003 …… 110
■ 第1種低層住居専用地域内において「スーパー銭湯」は建築可能か。	14集団018 …… 111
■ 第1種低層住居専用地域内において無線電話中継鉄塔の附属建築物は建築可能か。	16集団006 …… 112
■ 第1種、第2種低層住居専用地域内において、自転車駐輪場は建築可能か。	16集団007 …… 113
■ 第1種低層住居専用地域内において、建築可能な兼用住宅に附属する建築物とはどのようなものか。	16集団008 …… 114
■ 第1種中高層住居専用地域内において新聞販売店は建築可能か。また、第1種・第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内で新聞販売店兼用住宅は、建築可能か。	令2集団004 …… 115
■ 第1種中高層住居専用地域内において、地方公共団体が管理する総合福祉センターの建築は可能か。	14集団010 …… 116
■ 第2種中高層住居専用地域内においてコインランドリーの建築は可能か	15集団009 …… 117

■ 第1種住居地域においてビリヤード場は建築可能か。	14集団022 ……	118
■ 第2種住居地域において運送業用の集配所は原動機を使用する工場に該当するか	15集団010 ……	119
■ 工業専用地域内における運動施設について	14集団003 ……	120
■ 工業専用地域内において自動車展示場は建築可能か。	14集団024 ……	121
■ 工業専用地域内においてガソリンスタンドは建築可能か。	14集団025 ……	122
■ 工業専用地域内において工場併用住宅は建築可能か。	14集団026 ……	123
■ 工業専用地域内においてレンタルビデオ店は建築可能か。	14集団027 ……	124
■ 住宅団地に設けられる汚物処理場の取り扱いについて	令2集団005 ……	125
■ 雑排水のみの処理を行う処理場も汚物処理場として法第51条の規定がかかるのか。	15集団006 ……	126
■ 建築物が附属していない産業廃棄物処理施設などの法第51条の取り扱いについて	15集団007 ……	127
■ 法第51条の「その他の処理施設の用途に供する建築物」とは、どのようなものか。	15集団008 ……	128

(3) 形態規制（容積率、建ぺい率、壁面後退、高さ制限、日影）

■ 開発許可を受けて前面道路を拡幅した場合における容積率の限度を算定する際の前面道路の幅員の取り扱いについて	16集団003 ……	129
■ 2以上の前面道路がある場合における容積率の限度を算定する際の前面道路の幅員について	18集団002 ……	130
■ 第1種、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内の外壁の後退距離を確保する外壁部分の取り扱いについて	令2集団006 ……	132
■ 高さ制限におけるバルコニー等の手すりの取り扱いについて	15集団022 ……	133
■ 道路高さ制限における建築物の高さに算入されない屋上部分の取り扱いについて	15集団021 ……	134
■ 行き止まり道路に接する敷地の道路高さ制限の適用について	15集団016 ……	135
■ 前面道路の形状等が複雑な場合における道路高さ制限の取り扱いについて	18集団001 ……	136
■ 道路高さ制限に係る令第130条の12の後退距離について	16集団002 ……	141
■ 前面道路の反対側に水路、道路等が接続する場合の道路高さ制限の緩和について	15集団019 ……	142
■ 河川と建築物の敷地が近接する場合の日影高さ制限の適用について	15集団023 ……	143
■ 敷地に道路、水路等が接続する場合の日影による建築物の高さの制限の緩和について	15集団024 ……	144

(4) その他

■ 既存不適格未報告建築物が災害になった場合の取り扱いについて	15集団011 ……	145
---------------------------------	------------	-----

第3 防火避難関係規定

(1) 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

■ 地階における延焼のおそれのある部分の取り扱いについて	15防避005 ……	146
■ ガソリンスタンド等の延焼のおそれのある部分にある「外壁の開口部」について	14防避005 ……	147
■ 法第2条第6号ただし書きの「耐火構造の壁に面する部分」の取り扱いについて	14防避006 ……	148
■ 防火設備とみなすそで壁・塀等について	14防避026 ……	150
■ 防火構造及び準防火性能を有する構造（土塗壁同等構造）の下見板張りについて	14防避022 ……	151
■ 防火上主要な間仕切壁の構造について	14防避023 ……	152
■ 防火区画の防火戸の閉鎖について	14防避019 ……	153
■ 令第112条第20項の規定による防火区画貫通部の埋戻し材について	14防避002 ……	154
■ 令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合	15防避006 ……	155
■ 昇降機の昇降路の防火区画について	15防避011 ……	156
■ 屋根のない吹き抜けに面する部分の取り扱いについて	14防避008 ……	158
■ 令元国告第194号第4第1号イ(9)の規定による「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」の考え方について	15防避002 ……	160

(2) 避難施設等

■ 令第121条による木造2階建て共同住宅（階段室型）の階段の取り扱いについて	14防避017 ……	161
■ 避難上有効なバルコニー等の構造	15防避007 ……	162
■ 5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置	15防避009 ……	163
■ 屋外避難階段から2メートルの距離の範囲について	15防避003 ……	164
■ 屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	15防避008 ……	167
■ 令第125条第3項に規定する物品販売業を営む店舗（床面積が1500平方メートルを超えるもの）における屋外への出口の取り扱いについて	14防避012 ……	168
■ 廊下への平12建告第1436号第4号ニの適用について	14防避024 ……	169
■ 平12建告第1436号第4号ニの概要と開口部の取り扱いについて	令2防避001 ……	170
■ 開放廊下・開放階段における非常用の照明装置の取り扱いについて	令2防避002 ……	171
■ 地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	15防避010 ……	172
■ 県条例第16条の「道に面する」の取り扱いについて	25防避002 ……	173
■ 県条例第16条のかっこ書き内の「階数が二以下」及び「延べ面積が三百平方メートル以下」の取り扱いについて	令5防避001 ……	174
■ 敷地内の通路の取り扱いについて	令2防避003 ……	175
■ 防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の取り扱いについて	令2防避004 ……	176
■ 令第128条における共同住宅の出口の解釈について	令2防避005 ……	177

(3) 特殊建築物の内装等

■ 電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）の取り扱いについて	15防避012 …… 178
------------------------------------	----------------

(4) 防火地域、準防火地域、22条地域

■ 防火、準防火地域内の開放的な自動車車庫の開口部制限について	14防避003 …… 179
■ 防火・準防火地域内の延焼のおそれがある部分に、基礎パッキン工法の床下換気孔を設ける場合の開口部の扱いについて	15防避001 …… 180
■ 建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合	16防避003 …… 181
■ 法第22条区域内におけるバルコニー床の取り扱いについて	27防避001 …… 182

(5) その他

■ 『防避解説』の取り扱いについて	29防避001 …… 183
■ 県条例の「木造」の定義について	14防避021 …… 187
■ ラック式倉庫（立体自動倉庫）の取り扱いについて	14防避013 …… 188

第4 構造関係規定

■ 深礎杭（短杭）の水平力について	14構造001 …… 190
■ 既製杭の杭頭の固定度について	14構造002 …… 191
■ ラップ基礎の根入れ深さについて	14構造004 …… 192
■ セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体の設計基準強度等について	16構造003 …… 193
■ 木造軸組工法の建築物について	令2構造001 …… 195
■ 耐震壁枠フレーム（付帯ラーメン）の断面の大きさについて	14構造003 …… 198
■ 県条例第4条ただし書きの認定基準について	16構造001 …… 199
■ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂法」という。）第25条の取り扱いについて	29構造001 …… 200

第5 設備関係規定

■ 『設備指針』の取り扱いについて	令2設備001 …… 201
■ 排煙主ダクトの「耐火仕様」の定義について	令2設備002 …… 203
■ 令第28条の「水洗便所」、令第29条の「くみ取便所」の定義について	15設備001 …… 204
■ 支持ばり、かごの床版・枠、レール等にJIS規格外の鋼材を用いた昇降機の取扱いについて	15設備002 …… 205

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.1

見出番号	欄	旧	新	更新日
14総則001 (2/6)	内容欄3行目	法第52条第11項第2号	法第52条第13項第2号	H16. 5. 10
14総則001 (6/6)	日影規制欄	令第135条の4の2第1項第1号	令第135条の12第1項第1号	H16. 5. 10
15総則006 (2/2)	表中3行目	令第22条第3号	令第22条の3	H16. 5. 10
	表中9行目	令第114条5号	令第114条第5項	H16. 5. 10
14総則008	関係条文欄	令第135条の5	令第135条の21	H16. 5. 10
14総則016	内容欄 注意2 2行目	令第135条の5各号	令第135条の21各号	H16. 5. 10
14防避017	要旨欄3行目	耐火構造の壁で区画されている	耐火構造の床又は壁で区画されている	H16. 5. 10
略語の明示 例について	書籍等欄	建築設備設計・施工上の指導指針・ ・『設備指針』P. O	建築設備設計・施工上の運用指針2003 年版・・・『設備指針』P. O	H18. 3. 1
14総則008	関係条文欄	令第135条の21	令第135条の20	H18. 3. 1
14総則011	内容欄その他参 考4行目	規則第11条の7	規則第11条の4	H18. 3. 1
14総則014 (1/2)	内容欄① 関係条文欄	令第137条の9の2	令第137条の17	H18. 3. 1
14総則014 (2/2)	内容欄③1行目 関係条文欄	令第137条の9の2	令第137条の17	H18. 3. 1
	内容欄③3行目	令第137条の10	令第137条の18	H18. 3. 1
14総則016	内容欄注意2 2行目	令第130条の21	令第130条の20	H18. 3. 1
15総則006	見出し、要旨欄、 内容欄	痴呆性高齢者	認知症高齢者	H18. 3. 1
15総則017	内容欄2. 5行目 関係条文欄	規則第11条の7	規則第11条の4	H18. 3. 1
15集団011	内容欄2行目 関係条文欄	令第137条の4	令第137条の7	H18. 3. 1
15集団025	関連欄	平7道路位置指定基準	平18道路位置指定の手引き	H18. 3. 1
14防避008	内容欄11行目	『設備指針』P. 42	『設備指針』P. 60	H18. 3. 1
14防避019	内容欄 5行目	『設備指針』P. 155～159	『設備指針』P. 200～205	H18. 3. 1
14防避020	内容欄 表中 機械排煙設備 (二) 室の欄	戸又は扉	常閉戸又は扉 注) 4	H18. 3. 1
	内容欄15行目		注) 4 告示適用部分と機械排煙相互間 は、排煙上有効な防煙壁で区画する必要 がある。 の追記	H18. 3. 1
14防避021	内容欄8行目	はりについては、	はりについては、	H18. 3. 1
15防避004 (4/4)	内容欄表7行目 備考欄		16防避003の追記	H18. 3. 1
16総則006	内容欄20行目	駅舎等の建築物(参照—16総則007)に面 する部分	駅舎等の建築物に面する部分	H19. 4. 6
16集団003	見出し	容積率の限度を算定する際の道路幅員 の取り扱いについて	開発許可を受けて前面道路を拡幅した場 合における容積率の限度を算定する際の 前面道路の幅員の取り扱いについて	H19. 4. 6
略語の明示 例について	書籍等欄	・防火避難規定の解説 2002年版	・建築物の防火避難規定の解説 2005(第6版)	H23. 2. 1
15総則012	内容欄4行目	別図参照	(削除)	H23. 2. 1
16総則013	内容欄		(児童福祉施設等の内容の見直し及び備 考欄の追加)	H23. 2. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.2

見出番号	欄	旧	新	更新日
15集団004	内容欄20行目	5 公共事業等により、最低敷地の限度を下回った場合について	(削除)	H23. 2. 1
15防避004	内容欄		(備考欄修正、ページ数：14) (タイトル欄修正、ページ数：18、19、)	H23. 2. 1
略語の明示例について	書籍等欄	・建築物の防火避難規定の解説2005(第6版)	・建築物の防火避難規定の解説2012(第7版)	H26. 6. 20
略語の明示例について	書籍等欄	・建築物の構造関係技術基準解説書2001年版	・建築物の構造関係技術基準解説書2007年版	H26. 6. 20
略語の明示例について	書籍等欄	・建築設備設計・施工上の運用指針2003年版	・建築設備設計・施工上の運用指針2013年版	H26. 6. 20
略語の明示例について	書籍等欄	・昇降機技術基準の解説 2002年版	・昇降機技術基準の解説 2014年版	H26. 6. 20
略語の明示例について	書籍等欄	・尿尿浄化槽の構造基準・同解説1996年版	・浄化槽の構造基準・同解説 2006年版	H26. 6. 20
16総則006(3/6)	内容欄3行目	公衆用道路等が考えられる。	公衆用道路、 <u>里道</u> 等が考えられる。	H26. 6. 20
16総則006(6/6)	表	空地（公衆用道路等）・線路敷き	空地（公衆用道路、 <u>里道</u> 等）・線路敷き	H26. 6. 20
15集団001(3/3)	内容欄	5 供用開始予定年月日	5 指定期間 年 月 日まで	H26. 6. 20
20集団002	見出し等	福岡県建築基準法施行条例	県条例	H26. 6. 20
14防避008	内容欄9行目	『設備指針』P.90のとおりとする。	『設備指針』2-30のとおりとする。	H26. 6. 20
14防避019	内容欄5行目	(『設備指針』P.200～205)	(『設備指針』6-15、6-16)	H26. 6. 20
略語の明示令について	書籍等欄	・建築物の構造関係技術基準解説書2007年版	・建築物の構造関係技術基準解説書2015年版	H28. 3. 31
14総則014(1/2)	内容欄	①：令第137条の17の類似の用途等に	①：令第137条の18の類似の用途に	H28. 3. 31
	内容欄	④：類似の用途等に該当せず、	④：類似の用途に該当せず、	H28. 3. 31
	内容欄	⑧：法別表第1(1)欄の	⑧：法別表第1(い)欄の	H28. 3. 31
	備考欄	法別表第1(1)欄該当の部分で	法別表第1(い)欄に該当する部分で	H28. 3. 31
	関係条文欄	令137条の17	令第137条の18	H28. 3. 31
14総則014(2/2)	内容欄	④同条(第3項を除く。)の— <中略> —の規定を準用する。	④同条— <中略> —の規定を準用する。	H28. 3. 31
	内容欄	③用途の変更が令第137条の17で(注意)令第137条の18で	③用途の変更が令第137条の18で(注意)令第137条の19で	H28. 3. 31
	内容欄	③用途の変更が令第137条の17で(注意)令第137条の18で	③用途の変更が令第137条の18で(注意)令第137条の19で	H28. 3. 31
	関係条文欄	令137条の17	令第137条の18	H28. 3. 31
16総則009	見出し・内容欄・備考欄	モデルハウス	モデルルーム	H28. 3. 31
	内容欄12行目	法第85条第4項	法第85条第5項	H28. 3. 31
	関連欄		27総則003	H28. 3. 31
21総則003	内容欄	特定行程	特定工程	H28. 3. 31
	内容欄3行目	新築木造住宅	新築木造住宅(戸建、長屋、共同住宅)	H28. 3. 31
	関係条文欄	法7条の3	法第7条の3	H28. 3. 31

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.3

見出番号	欄	旧	新	更新日
21総則003	要旨欄	構造適合性判定	構造計算適合性判定	H28. 3.31
	内容欄25行目	構造計算適合性判定	判定	H28. 3.31
14総則004 (1/2)	要旨欄	法第2条第1項第2号における特殊建築物のうち集会場について	集会場について	H28. 3.31
	内容欄1行目	100平方メートル以上のもの。	100平方メートルを超えるのもの。	H28. 3.31
	内容欄 表中	法6条	法6条1項1号	H28. 3.31
		耐火建築物又は準耐火建築物	耐火建築物等	H28. 3.31
		階段及びその踊り場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏み面の寸法	階段の踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏み面の寸法	H28. 3.31
	非常用照明設備	非常用照明装置	H28. 3.31	
16総則008	内容欄1行目	道路運送法第2条第9号	道路運送法第2条第8項	H28. 3.31
20総則002	内容欄 表中		(②防火上欄の内容の見直し)	H28. 3.31
	備考欄		(追加)	H28. 3.31
25総則001	内容欄 表中		(タイトルの修正、備考の修正等)	H28. 3.31
15集団025 (1/4)	内容欄4行目	杭等がもうけられていないものが	杭等が設けられていないものが	H28. 3.31
	備考欄1行目	法第144条の4第1項(ハ)号の終端	令第144条の4第1項第1号(ハ)の終端	H28. 3.31
15集団025 (2/4)	内容欄 図中	4m以	4m以上	H28. 3.31
15集団019	関連欄	14総則001	16総則006	H28. 3.31
15集団024	関連欄	14総則001	16総則006	H28. 3.31
14防避023	内容欄3行目	法第2条第5項	法第2条第5号	H28. 3.31
	内容欄 表中	準耐火イ-1(法第27条ただし書き)	準耐火イ-1(令第129条の2の3第1項第1号ロ)	H28. 3.31
14防避024	見出し等	平12建告第1436号第4号ハ	平12建告第1436号第4号ニ	H28. 3.31
	内容欄11行目 12行目	100平方メートル未満	100平方メートル以下	H28. 3.31
25防避001	見出し等	平12建告第1436号第4号ハ	平12建告第1436号第4号ニ	H28. 3.31
	内容欄 参考2	反対側の天井から50cm以上がない場合は、設備指針4-23の取り扱いとする。	反対側の天井から50cm以上ない場合は、設備指針「4-23 防煙区画に設ける出入口について」の取り扱いとする。	H28. 3.31
	内容欄 (注)	「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」	設備指針「4-28 自然排煙と機械排煙相互間の防煙区画について」	H28. 3.31
15防避001	要旨欄	平12建告第1369号第1第7号	平12建告第1369号第1第6号	H28. 3.31
	備考欄	耐火・準耐火建築物の開口部	耐火建築物、準耐火建築物、耐火構造建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の開口部	H28. 3.31
16防避003	要旨欄	平12建告第1434号第2号	平12建告第1434号第二号	H28. 3.31
	要旨欄	『防避解説』P.157	『防避解説』P.158	H28. 3.31
	内容欄2行目	『防避解説』P.157の第2号	『防避解説』P.157の第二号	H28. 3.31
	備考欄	法第61条及び法第62条にて耐火建築物にて耐火建築物又は準耐火建築物の要求を受ける住宅については	法第61条及び法第62条の規定に適合させなければならない住宅については	H28. 3.31
	関連欄	令第109条の5	令第109条の6	H28. 3.31
16構造004	内容欄 A7	住宅金融公庫	住宅金融支援機構	H28. 3.31
	内容欄 A9	住宅金融公庫監修木造住宅工事共通仕様書	住宅金融支援機構監修木造住宅工事仕様書	H28. 3.31

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.4

見出番号	欄	旧	新	更新日
16構造001	内容欄1行目	災害危険区域に居室を有する建築物は、同条例第4条の規定により原則建築できないが、	災害危険区域には、同条例第4条の規定により居室を有する建築物を原則建築できないが、	H28. 3.31
	備考欄	認定を受けるものは、	認定を受ける場合は、	H28. 3.31
		土木事務所	県土整備事務所	H28. 3.31
25設備001 (1/2)	内容欄 114ページ	防火区画に設ける出入口について	防煙区画に設ける出入口について	H28. 3.31
略語の明示例について	書籍等欄	建築基準法質疑応答集 1～5	建築基準法質疑応答集 1～6	H30. 4. 1
略語の明示例について	書籍等欄	建築物の防火避難規定の解説 2012(第7版)	建築物の防火避難規定の解説 2016(第1版)	H30. 4. 1
略語の明示例について	書籍等欄	昇降機技術基準の解説 2014年版	昇降機技術基準の解説 2016年版	H30. 4. 1
略語の明示例について	書籍等欄	浄化槽の設計・施工上の運用指針 2002年版	浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015年版	H30. 4. 1
14集団017	備考欄	『質疑応答集』P.4392	『質疑応答集』P.4391	H30. 4. 1
16防避003	要旨欄	『防避解説』P.158	『防避解説』P.160	H30. 4. 1
	内容欄	『防避解説』P.158	『防避解説』P.160	H30. 4. 1
27総則001	内容欄	平成28年3月9日現在	令和2年6月24日現在	R3. 4. 1
	内容欄	国立大学法人法施行令第22条第1項第7号	国立大学法人法施行令第26条第1項第7号	R3. 4. 1
	内容欄	独立行政法人国立病院機構法施行令第16条第1項第8号	独立行政法人国立病院機構法施行令第16条第1項第6号	R3. 4. 1
27総則002	内容欄	法第61条（防火地域内の建築物）	法第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）	R3. 4. 1
16総則006	内容欄	地階を除く階数が3である建築物の技術的基準（令第136条の2第1項第1号）	準防火地域における階数3で延べ面積が500㎡以下の建築物（令国告第194号第4）	R3. 4. 1
	内容欄	建ぺい率	建蔽率	R3. 4. 1
	内容欄	一低、二低の最低敷地	建築物の敷地面積	R3. 4. 1
	内容欄	地階を除く階数が3である建築物の技術的基準（令第136条の2第1項第1号）	準防火地域における階数3で延べ面積が500㎡以下の建築物（令国告第194号第4）	R3. 4. 1
	内容欄	建築面積の敷地面積に対する割合	建蔽率	R3. 4. 1
	内容欄	令第135条の12第1項第1号	令第135条の12第3項第1号	R3. 4. 1
25総則003	関係条文欄	法第24条	(削除)	R3. 4. 1
27総則003	内容欄		また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における建築物用途についても「事務所」とする。 の追記	R3. 4. 1
27総則004	内容欄	令第129条の2の3第1項第1号口に掲げる基準	令第112条第2項第1号に掲げる基準	R3. 4. 1
	内容欄	非常用の昇降機	非常用の昇降機の設置及び構造	R3. 4. 1
	内容欄	消防用設備	消防用設備の設置・維持	R3. 4. 1
16総則005	備考欄	「畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説（2004年3月）」	「畜舎・堆肥舎の建築設計に係る告示・解説（2008年3月）」	R3. 4. 1
16総則008	備考欄	・旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。	旅客自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。	R3. 4. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.5

見出番号	欄	旧	新	更新日
16総則008	関係条文欄		道路運送法第3条 の追記	R3. 4. 1
20総則002	備考欄	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 (2013年度版)』 P. 30	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 (2017年度)』 P45	R3. 4. 1
15総則012	内容欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
	内容欄	令第112条第16項	令第112条第21項	R3. 4. 1
15総則018	関係条文欄	令第2条第1項第3条	令第2条第1項第三号	R3. 4. 1
14総則008	関係条文欄	令第135条の20	令第135条の22	R3. 4. 1
14集団030	関連欄	14集団021	(削除)	R3. 4. 1
14集団007	内容欄	「医師または歯科医師が、公衆または不特定多数のための医業または歯科医業をなす場所であって、患者の収容施設を有しないものまたは患者19 人以下の収容施設を有するもの」	「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19 人以下の患者を入院させるための施設を有するもの」	R3. 4. 1
14集団009	内容欄	学事課宗教係	行政経営企画課公益法人・宗教係	R3. 4. 1
14集団015	内容欄	住宅部分の2 分の1以下	建築物全体の延べ面積の2分の1未満	R3. 4. 1
14集団010	内容欄	郵便局、	(削除)	R3. 4. 1
14集団022	内容欄	風営適化法第2条第1項第7号（マージャン屋、ぱちんこ屋等）及び第8号（スロットマシン、テレビゲーム機等）	風営適化法第2条第1項第4号（マージャン屋、ぱちんこ屋等）及び第5号（スロットマシン、テレビゲーム機等）	R3. 4. 1
	内容欄	『質疑応答集P. 4377、P. 4398』	『質疑応答集P. 4377の9～4378、P. 4398』	R3. 4. 1
14集団003	要旨欄	法別表第2（を）	法別表第2（わ）	R3. 4. 1
	内容欄	法別表第2（を）	法別表第2（わ）	R3. 4. 1
14集団026	要旨欄	法別表第2（を）	法別表第2（わ）	R3. 4. 1
	内容欄	『詳解基準法P. 674』	『逐条解説建築基準法P. 795』	R3. 4. 1
	内容欄	法別表第2（を）	法別表第2（わ）	R3. 4. 1
	関連欄	詳解基準法	逐条解説建築基準法	R3. 4. 1
14集団027	要旨欄	法別表第2（を）	法別表第2（わ）	R3. 4. 1
14防避005	要旨欄	第62条	第61条	R3. 4. 1
	内容欄	第62条 第64条	第61条	R3. 4. 1
	関係条文欄	第64条	第61条	R3. 4. 1
14防避023	内容欄	令第129条の2の3第1項第1号ロ	令第112条第2項	R3. 4. 1
14防避002	見出し等	令第112条第15項	令第112条第20項	R3. 4. 1
	内容欄	令第112条第15項	令第112条第20項	R3. 4. 1
15防避006	関係条文欄	令第112条第2項	令第117条第2項	R3. 4. 1
15防避011	要旨欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
	関係条文欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
14防避008	要旨欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
	内容欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
15防避002	見出し等	令第136条の2第1号	令元国告第194号第4第1号イ(9)	R3. 4. 1
	要旨欄	令第136条の2第1号	令元国告第194号第4第1号イ(9)	R3. 4. 1
	関係条文欄	令第136条の2	令元国告第194号第4	R3. 4. 1
14防避017	要旨欄	令第121条第1項第4号	令第121条第1項第5号	R3. 4. 1
15防避012	内容欄	令第136条の2第1号	令元国告第194号第4	R3. 4. 1
	関連欄	令第136条の2	令元国告第194号第4	R3. 4. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【修正】No.6

見出番号	欄	旧	新	更新日
14防避003	内容欄	法第64条	法第61条	R3. 4. 1
	関係条文欄	法第64条	法第61条	R3. 4. 1
15防避001	内容欄	法第64条	法第61条	R3. 4. 1
	備考欄	耐火建築物、準耐火建築物、耐火構造建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物	耐火建築物、準耐火建築物等	R3. 4. 1
	関係条文欄	法第64条	法第61条	R3. 4. 1
16防避003	要旨欄	平12建告第1434号第二号の「不燃性物品を取り扱う荷捌き場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」	平28国交告第693号第1の「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」	R3. 4. 1
	内容欄	第二号「不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」	「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」	R3. 4. 1
	関係条文欄	平12建告第1434号	平28国交告第693号	R3. 4. 1
27防避001	要旨欄	令第109条の6	令第109条の8	R3. 4. 1
	要旨欄	法第63条	法第62条	R3. 4. 1
	関係条文欄	令第109条の6	令第109条の8	R3. 4. 1
	関係条文欄	法第63条	法第62条	R3. 4. 1
29防避001	内容欄 表中	14防避025	令2防避003	R3. 4. 1
14防避013	内容欄	令第112条の第1項から第4項まで	令第112条の第1項、第4項から第6項まで	R3. 4. 1
	内容欄	令第112条第9項	令第112条第11項	R3. 4. 1
	内容欄	令第112条第13項	令第112条第18項	R3. 4. 1
16構造001	内容欄	第13条第1項	第13条	R3. 4. 1
令2集団007	内容欄	要請者名 印	要請者名	R5. 4. 1
	備考欄	要請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。	(削除)	R5. 4. 1
令2総則005	ページ数79 備考欄	La=1m	La=2m	R5. 4. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【更新】No.1

旧見出番号	項 目	新見出番号	更新日
14総則002	小屋裏物置等の取り扱いについて	15総則011	H16. 5. 10
14総則013	法第18条の適用について	15総則019	H16. 5. 10
14総則001	公園等の取り扱いについて	16総則006	H18. 3. 1
15総則019	法第18条の適用について	17総則001	H18. 3. 1
16集団001	路地状敷地の道路高さ制限の適用の範囲について	18集団001	H19. 4. 6
15集団017	2以上の前面道路がある場合で水面を挟む道路高さ制限の取り扱い	18集団001	H19. 4. 6
15集団018	2以上の前面道路がある場合で1の道路が斜めとなっている道路高さ制限の取り扱い	18集団001	H19. 4. 6
21総則007	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2013年度版）』の取り扱いについて	25総則001	H26. 6. 20
21総則001	一戸建ての住宅の要件	25総則002	H26. 6. 20
14防避020	平12建告第1436号第四号ハの概要と開口部の取り扱いについて	25防避001	H26. 6. 20
15設備003	『設備指針』の取り扱いについて	25設備001	H26. 6. 20
15設備004	排煙主ダクトの「耐火被覆」の定義について	25設備002	H26. 6. 20
17総則001	法第18条の適用について	27総則001	H28. 3. 31
15総則008	建築物の移転について	27総則002	H28. 3. 31
14総則009	旧：住宅展示場のモデルハウスの取り扱いについて（1/3） 新：モデルハウス及びモデルルームの取り扱いについて	27総則003	H28. 3. 31
14総則009	旧：住宅展示場のモデルハウスの取り扱いについて（2/3、3/3） 新：工事中の共同住宅の棟内モデルルームの仮使用について	27総則004	H28. 3. 31
15総則006	認知症高齢者グループホームの取り扱いについて	27総則005	H28. 3. 31
16総則013	建築基準法における「児童福祉施設等」について	27総則006	H28. 3. 31
16集団009	旧：風俗営業施設等についての建築基準法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の用途規制について 新：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受ける施設の用途規制について	27集団001	H28. 3. 31
14防避018	法第22条区域内におけるバルコニー床の取り扱いについて	27防避001	H28. 3. 31
15防避004	『防避解説』の取り扱いについて	27防避002	H28. 3. 31
14総則001	用途変更の取り扱いについて	28総則001	H29. 3. 31
25総則001	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）』の取り扱いについて	29総則001	H30. 4. 1
27集団001	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受ける施設の用途規制について	29集団002	H30. 4. 1
27防避002	『防避解説』の取り扱いについて	29防避001	H30. 4. 1
28総則001	用途変更の取り扱いについて	令2総則001	R3. 4. 1
14総則004	集会場の取り扱いについて	令2総則002	R3. 4. 1
27総則005	認知症高齢者グループホームの取り扱いについて	令2総則003	R3. 4. 1
27総則010	幼保連携型認定こども園の取り扱いについて	令2総則004	R3. 4. 1
29総則001	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）』の取り扱いについて	令2総則005	R3. 4. 1
27総則006	建築基準法における「児童福祉施設等」について	令2総則006	R3. 4. 1
14集団033	屋上利用の自動車駐車場の取り扱いについて	令2集団001	R3. 4. 1
29集団002	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の適用を受ける施設の用途規制について	令2集団002	R3. 4. 1
14集団017	第1種低層住居専用地域内で建築可能な兼用住宅のうち、令第130条の3第1項第2号の「食堂」とはどのようなものか。	令2集団003	R3. 4. 1
14集団002	第1種中高層住居専用地域内において新聞販売店は建築可能か。また、第1種及び第2種低層住居専用地域で新聞販売店兼用住宅は、建築可能か。	令2集団004	R3. 4. 1
15集団005	住宅団地に設けられる汚物処理上の取り扱いについて	令2集団005	R3. 4. 1

福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【更新】No.2

旧見出番号	項 目	新見出番号	更新日
16集団005	第1種、第2種低層住居専用地域内の外壁の後退距離を確保する外壁部分の取り扱いについて	令2集団006	R3. 4. 1
15集団001	法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定について	令2集団007	R3. 4. 1
25防避001	平12建告第1436号第4号二の概要と開口部の取り扱いについて	令2防避001	R3. 4. 1
14防避010	開放廊下・開放階段における非常用の照明装置の取り扱いについて	令2防避002	R3. 4. 1
14防避025	敷地内の通路の取り扱いについて	令2防避003	R3. 4. 1
16防避001	防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の取り扱いについて	令2防避004	R3. 4. 1
14防避001	令第128条における共同住宅の出口の解釈について	令2防避005	R3. 4. 1
16構造004	木造軸組工法の建築物について	令2構造001	R3. 4. 1
25設備001	『設備指針』の取り扱いについて	令2設備001	R3. 4. 1
25設備002	排煙主ダクトの「耐火被覆」の定義について	令2設備002	R3. 4. 1
15総則002	工作物の準用の取り扱いについて	令4総則001	R5. 4. 1
令2総則002	集会場の取り扱いについて	令5総則001	R6. 4. 1
令2総則005	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2022年度版）』の取り扱いについて	令5総則003	R6. 4. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【追加】No.1

見出番号	項 目	追加日
15総則002	工作物の準用の取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則004	機械式自動車駐車場の取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則007	トレーラーハウスの取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則008	建築物の移転について	H16. 5. 10
15総則003	公有水路で隔てられた敷地の取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則006	痴呆性高齢者グループホームの取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則012	屋外階段が取り付く部分の床面積算定について	H16. 5. 10
15総則018	屋内階段の床面積の算定について	H16. 5. 10
15総則016	開放廊下等の開放性の考え方について	H16. 5. 10
15総則009	屋上階段室の階数の取り扱いについて	H16. 5. 10
15総則010	傾斜地に建つ建築物の高さに係る地盤面の算定方法について	H16. 5. 10
15総則013	屋外廊下に面した開口部の採光について	H16. 5. 10
15総則014	採光規定における採光関係比率及び採光補正係数の考え方について	H16. 5. 10
15集団001	法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定について	H16. 5. 10
15集団025	法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定について	H16. 5. 10
15集団014	法第43条の規定による接道長さの算定について	H16. 5. 10
15集団013	法第43条第1項における2メートル接道について	H16. 5. 10
15集団012	行き止まりになっている法第42条第2項道路の終端に接する敷地の接道長さについて	H16. 5. 10
15集団004	最低敷地面積の既存不適格敷地の取り扱いについて	H16. 5. 10
15集団002	仕出し屋は工場に該当するか。	H16. 5. 10
14集団021	ガソリンスタンドに併設される洗車場及び整備場は工場に該当するか。	H16. 5. 10
15集団003	引火性溶剤を用いる「ドライクリーニング及びドライダイニング工場」とはどのようなものか。	H16. 5. 10
15集団009	第2種中高層住居専用地域内においてコインランドリーの建築は可能か	H16. 5. 10
15集団010	第2種住居地域において運送業用の地区集配所は原動機を使用する工場に該当するか	H16. 5. 10
15集団005	住宅団地に設けられる汚物処理場の取り扱いについて	H16. 5. 10
15集団006	雑排水のみの処理を行う処理場も汚物処理場として法第51条の規定がかかるのか。	H16. 5. 10
15集団007	建築物が附属していない産業廃棄物処理施設などの法第51条の取り扱いについて	H16. 5. 10
15集団008	法第51条の「その他の処理施設の用途に供する建築物」とは、どのようなものか。	H16. 5. 10
15集団022	高さ制限におけるバルコニー等の手すりの取り扱いについて	H16. 5. 10
15集団021	道路高さ制限における建築物の高さに算入されない屋上部分の取り扱いについて	H16. 5. 10
15集団016	行き止まり道路に接する敷地の道路高さ制限の適用について	H16. 5. 10
15集団017	2以上の前面道路がある場合で1の道路が斜めとなっている道路高さ制限の取り扱い	H16. 5. 10
15集団018	前面道路の反対側に水路、道路等が接続する場合の道路高さ制限の緩和について	H16. 5. 10
15集団023	河川と建築物の敷地が近接する場合の日影高さ制限の適用について	H16. 5. 10

「福岡県建築確認申請の手引き」 更新履歴

【追加】 No.2

見出番号	項 目	追加日
15集団024	敷地に道路、水路等が接続する場合の日影による建築物の高さの制限の緩和について	H16. 5. 10
15集団011	既存不適格未報告建築物が災害になった場合の取り扱いについて	H16. 5. 10
15防避005	地階における延焼のおそれのある部分の取り扱いについて	H16. 5. 10
14防避026	防火設備とみなすので壁・塀等について	H16. 5. 10
15防避006	令第117条第2項の区画を建築設備等が貫通する場合	H16. 5. 10
15防避011	昇降機の昇降路の防火区画について	H16. 5. 10
15防避002	令第136条の2第1号の規定による「隣地境界線等に面する外壁の開口部で当該隣地境界線等からの水平距離が1メートル以下のもの」の考え方について	H16. 5. 10
15防避007	避難上有効なバルコニー等の構造	H16. 5. 10
15防避009	5階以上の階のメゾネット型住戸と2以上の直通階段の設置	H16. 5. 10
15防避003	屋外避難階段から2メートルの距離の範囲について	H16. 5. 10
15防避008	屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	H16. 5. 10
15防避010	地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	H16. 5. 10
15防避012	電磁誘導加熱式調理器（IHクッキングヒーター）の取り扱いについて	H16. 5. 10
15防避001	防火・準防火地域内の延焼のおそれがある部分、基礎バッキン工法の床下換気孔を設ける場合の開口部の扱いについて	H16. 5. 10
15防避004	『防避解説』の取り扱いについて	H16. 5. 10
15設備003	『設備指針』の取り扱いについて	H16. 5. 10
15設備004	「耐火仕様のダクト」の定義について	H16. 5. 10
15設備001	令第28条の「水洗便所」、令第29条の「くみ取便所」の定義について	H16. 5. 10
15設備002	支持ばり、かごの床版・枠、レール等にJIS規格外の鋼材を用いた昇降機の取り扱いについて	H16. 5. 10
16総則009	新築工事中の共同住宅の申請敷地である土地内に仮設のモデルハウスを別棟で新築する場合の取り扱いについて	H18. 3. 1
16総則005	建築物に該当しない堆肥化施設について	H18. 3. 1
16総則008	県条例第24条第1号に規定する「自家用自動車」について	H18. 3. 1
16総則013	建築基準法における「児童福祉施設等」について	H18. 3. 1
16総則014	屋外階段の踊場の幅について	H18. 3. 1
16集団011	自動車専用道路内に建築される料金所及び機械室の法第43条及び第44条の取り扱いについて	H18. 3. 1
16集団009	風俗営業施設等についての建築基準法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の用途規制について	H18. 3. 1
16集団006	第1種低層住居専用地域内において無線電話中継鉄塔の附属建築物は建築可能か。	H18. 3. 1
16集団007	第1種、第2種低層住居専用地域内において、自転車駐輪場は建築可能か。	H18. 3. 1
16集団008	第1種低層住居専用地域内において、建築可能な兼用住宅に附属する建築物とはどのようなものか。	H18. 3. 1
16集団003	容積率の限度を算定する際の道路幅員の取り扱いについて	H18. 3. 1
16集団005	第1種、第2種低層住居専用地域内の外壁の後退距離を確保する外壁部分の取り扱いについて	H18. 3. 1
16集団001	路地上敷地の道路高さ制限の適用の範囲について	H18. 3. 1

「福岡県建築確認申請の手引き」更新履歴

【追加】No.3

見出番号	項 目	追加日
16集団002	道路高さ制限に係る令第130条の12の後退距離について	H18. 3. 1
16防避001	防火避難規定における「道」及び「公園、広場その他の空地」の取り扱いについて	H18. 3. 1
16防避003	建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合	H18. 3. 1
16構造003	セメント系固化材を用いて改良された地盤の改良体の設計基準強度等について	H18. 3. 1
16構造004	木造軸組工法の建築物について	H18. 3. 1
16構造001	県条例第4条ただし書きの認定基準について	H18. 3. 1
18総則001	下宿の取り扱いについて	H19. 4. 6
18集団004	敷地と道路に高低差がある場合の法第43条第1項における接道について	H19. 4. 6
18集団003	同一敷地内に危険物を貯蔵する建築物が複数ある場合の用途規制について	H19. 4. 6
18集団002	2以上の前面道路がある場合における容積率の限度を算定する際の前面道路の幅員について	H19. 4. 6
20総則001	工場、倉庫の底部分の防火区画等の取り扱いについて	H23. 2. 1
21総則001	一戸建ての住宅の要件	H23. 2. 1
21総則003	建築基準法関係申請手数料について	H23. 2. 1
21総則007	『建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2009年度版）』の取り扱いについて	H23. 2. 1
20集団002	福岡県建築基準法施行条例第23条・24条 倉庫等の自動車の出入口と道路の関係について	H23. 2. 1
20総則002	開放の渡り廊下で接続された場合の棟の取り扱いについて	H23. 6. 1
22総則001	床面積算定上の区画の中心線の設定方法について	H23. 6. 1
25総則003	マーケットの取り扱いについて	H26. 6. 20
25集団001	法第42条第2項の「がけ地」の取り扱いについて	H26. 6. 20
25集団002	法第42条第2項の「川」の取り扱いについて	H26. 6. 20
25集団003	県条例第20条、第21条の取り扱いについて	H26. 6. 20
25防避002	県条例第16条の「道に面する」の取り扱いについて	H26. 6. 20
26集団001	法第42条第1項第2号の規定に基づく道路について	H28. 3. 31
27総則010	幼保連携型認定こども園の取り扱いについて	H28. 3. 31
29構造001	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂法」という。）第25条の取り扱いについて	H30. 4. 1
令5総則002	車両を利用した工作物	R6. 4. 1
令5防避001	県条例16条の取り扱いについて	R6. 4. 1

